

「地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」及び
「市民協働条例」周知チラシの作成について

1 事業の目的

「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」（通称：絆・支え合い条例）及び「横浜市市民協働条例」の周知を目的としたチラシ・パンフレット等を作成し、市民等へ広く周知することで、条例のスムーズな運用を図ります。

2 パンフレットについて

(1) サイズ等

A4カラー二つ折り（A5サイズ）

(2) 内容

別添チラシのとおり

3 作成枚数

10,000部

4 配布先について

- ・各区役所区政推進課や地域振興課
- ・市民活動支援センター
- ・地区センター・コミュニティハウスなど地域施設等

以上の施設に配架します。

そのほか協働条例意見交換会や自治町内会パネル展など各種イベント会場での配布を予定しています。



各条例の全文は、以下のホームページをご覧ください。

「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」

<http://www.city.yokohama.jp/me/reiki/honbun/ag20216881.html>

「横浜市市民協働条例」

<http://www.city.yokohama.jp/me/reiki/honbun/ag20217721.html>



「協働」について興味をお持ちいただいたら…

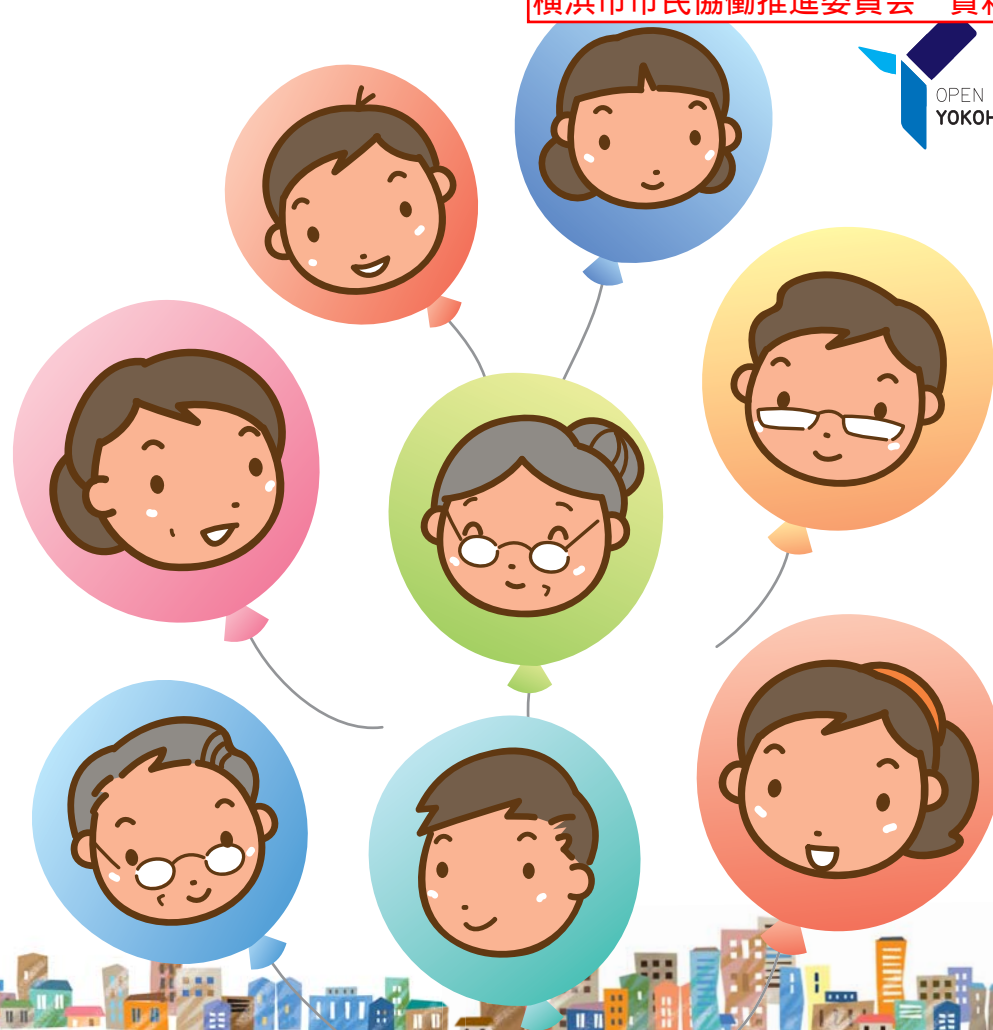
市民協働条例をはじめ、「協働」に関する情報を以下のホームページでご案内しています。「協働」について興味をお持ちいただいた方は、ぜひこちらをご覧ください。

「市民協働条例・施行規則・事務取扱要綱等」

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/20130328144246.html>

「協働ハンドブック(Let's 協働入門)」

これから「協働」に関わろうとする方を対象とした、協働の進め方や事例紹介の冊子
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/bank/handbook/lets.pdf>



問合わせ先 横浜市市民局市民協働推進部

「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」や
自治会町内会に関すること

地域活動推進課

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/chikatsu/>
中区港町1-1 ☎045-671-2318 ㊟045-664-0734
✉sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

「横浜市市民協働条例」や「協働」に関すること

市民活動支援課

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shikatsu/>
中区桜木町1-1-56 みなとみらい21クリーンセンタービル7階
☎045-227-7915 ㊟045-223-2032
✉sh-shiminkatsudo@city.yokohama.jp

みんなで一緒に
地域の課題・問題を解決!

「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」と
「横浜市市民協働条例」のご案内

横浜市



今も昔も変わらない、「横浜の絆」

「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」

最近、高齢者の孤独死や児童虐待のニュースをよくきくようになったわ。

ご近所づきあいや人と人のつながりが薄くなってきているからなのかなあ…

～平成24年度市民意識調査では～

隣近所との付き合い方

顔もよく知らない 11.4%

たまに立ち話をする 23.4%

道で会えば挨拶する程度 48.8%

その他 14.4%

東日本大震災では、ご近所同士の絆や助け合いの大切さがよくわかったよね。

「地域の絆」をはぐくむ取組

災害に備える

- 防災訓練、避難訓練の実施
- 防災備蓄、防災計画

地域の絆づくり

- 会員名簿の作成
- サロンやイベントの開催

「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」
(平成23年3月施行)

地域にはいろいろな課題があります。その解決のために、地域活動に、住民がもっと主体的に参加し、行政もそれを積極的に推進していくことで、地域の絆をはぐくみ、助け合い、支え合う社会を目指します。

いろいろな課題の解決には、住んでいる人同士のつながりが大切なね。

そうだね。ご近所づきあいはその第一歩かもしれないね。

まずはご近所づきあい、自治会町内会への加入などできることから始めてみませんか！

各区役所で自治会町内会の加入の受付や取次ぎを行っています。

自治会町内会ではこんな活動をしています

- 「広報よこはま」の各家庭への配布
- ごみ集積所や道路、公園などの清掃美化
- 防犯灯の維持管理・防犯パトロールの実施
- 防災訓練の実施や防災資器材の購入、備蓄
- 高齢者や子育てに対する支援
- お祭りなどの地域イベントの開催 など

市民の意欲・発想・実行力を活かせる地域づくりをめざして

「横浜市市民協働条例」

課題

- 子育て支援
- 高齢者見守り
- まちづくり
- 外国人の暮らし
- 防災・防犯
- ごみの問題

地域にはたくさん課題がありすぎて困ってしまうわ。

地域住民だけではできないことが限られてしまうね。

そういう時は、協働だよ！

協働は、お互いの良い所を持ち寄って、課題を解決する手法なんだよ。

市民活動団体

企業

行政

地域

課題解決

そうか、じゃあ子育て支援や災害に強いまちづくりなども協働で進められているんだね

平成25年4月から「市民協働条例」が施行されたんだ。市民と行政の役割分担を「協働契約」で明らかにするなど協働する環境が一層整ったんだよ。

なるほどー！

協働契約

協働で事業を行うに当たって協働の進め方の原則(協働の6原則: 対等、自主性尊重、自立化、相互理解、目的共有、公開)に基づき「契約書」を交わすもの。

「横浜市市民協働条例」
(平成25年4月施行)

皆さんは、市民協働条例をご存知ですか？

従前の市民活動推進条例を全部改正したものです。市民と行政が互いにその長所を認め合い、それぞれの知恵や経験を活かしながら、豊かな協働型社会の形成を目指します。

～条例の主なポイント～

- 市民協働・市民公益活動の意味が書いてあります。
- 協働の基本について書いてあります。
- 市民協働事業の提案ができます。
- 協働契約を結んだ事業を「市民協働事業」として実施します。
- 中間支援組織を支援します。
- 市民協働推進委員会を設置します。

